

CONTENTS

第1章

個人開業医編

この機会に現在加入の生命保険を確認してみませんか？

生命保険の確認～見直し手順 ●7

まずは「現状の把握」から始めましょう！ ●7

個人開業医としての生命保険の加入目的には何があるのかを知っておこう ●10

加入目的に合わせたそれぞれの必要額はいくらなのかを知っておこう ●11

加入目的や保険金額が決まっても商品選びを間違えたら意味がなくなる ●12

相続対策は「分割対策」と「納税対策」の両方が必要

個人開業医の相続には問題点が2つ！ ●17

事前の相続対策は、まず相続人と財産の把握から ●18

財産分けの再検討による問題解決 ●25

生命保険を活用した問題解決 ●26

個人開業医の医業承継 ●28

勤務医の加入目的は一般の会社員と同じ！

勤務医は将来設計によって生命保険の加入目的が異なる！ ●33

勤務医の生命保険の加入目的 ●34

第2章

医療法人編

第五次医療法改正の目的は「医療法人制度の見直し」 ●38

医療法人制度改革のポイント ●39

旧法と新法への医療法人の移行体系 ●40

経過措置型医療法人から新しい医療法人への移行は可能か？

経過措置型医療法人の今後 ●47

一般の医療法人(経過措置型医療法人＝持分あり社団)の移行における課税関係 ●52

【参考】医療法人新規設立時に発生する課税関係 ●53

経過措置型医療法人の理事長が抱える問題点 ●54

認定医療法人への移行の流れと納税猶予制度 ●57

経過措置型医療法人の今後の行方 ●61

理事長個人と医療法人自体では加入目的が違う！

生命保険の確認～見直し手順 ●66

医療法人で加入している生命保険の「現状の把握」 ●67

理事長と医療法人の生命保険の加入目的 ●70

医療法人の加入目的（詳細） ●71

医療法人も加入目的や保険金額が決まっても商品選びを間違えたら意味がなくなる ●76

経過措置型医療法人(持分あり社団)における理事長の相続対策

経過措置型医療法人の問題点 ●83

経過措置型医療法人(持分あり社団)のポイントはまず「出資額の評価」と理事長の持分把握から! ●84

理事長の相続時点における2つの問題 ●86

相続対策の手順 ●87

生命保険を活用した分割・納税対策 ●88

【参考】相続税対策として「出資額限度法人」への移行は有効か? ●90

税負担軽減目的の福利厚生プラン(ハーフタックス)は危険！

福利厚生プラン（ハーフタックス）の加入目的 ●94

福利厚生プラン（ハーフタックス）導入は個人開業医では無理か? ●95

1/2損金算入を否認される危険性のある加入内容 ●96

福利厚生プラン（ハーフタックス）加入の5つの要件 ●97

第3章

生命保険の経理処理

法人契約は全部損金処理？

医療法人が保険料を支払ったときの経理処理 ●101

保険料の一時払・頭金の取扱い ●111

保険料前納の取扱い ●112

保険金を受け取ったときの経理処理 ●113

配当金・解約・減額・払済保険の経理処理 ●114

契約者貸付を受けたときの経理処理 ●117

名義変更処理 ●118

福利厚生プランの経理処理 ●120

第4章

生命保険を利用した相続対策の基礎知識

納税対策

- 納税資金の不足分を生命保険金でカバー ● 123
- 相続財産完全防衛額 ● 124

分割対策

- 代償分割でトラブル回避を！ ● 126

財産減(税負担軽減)

- 【参考】 贈与のポイント ● 128
- 保険料の暦年贈与（親から子へ） ● 129
- 保険料贈与の有無と契約形態による課税の違い ● 130
- 相続時精算課税制度 ● 131
- 精算贈与と生命保険を使って子どもや孫へ財産移転 ● 132
- 非課税金額を活用した財産減らし ● 133

家族を守る

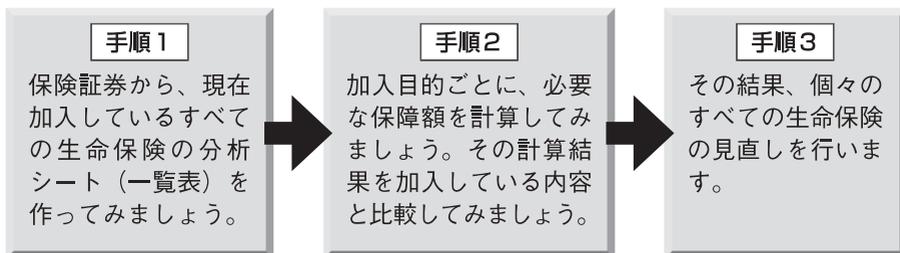
- 連帯保証債務からの防衛 ● 134
- 死亡退職金・弔慰金は納税資金の原資 ● 135
- 退職金の代わりに生命保険を現物支給 ● 136

付録

- 役員退職慰労金・弔慰金規程
- 財産分析簡易シート(医療法人)
- 平均余命表
- 私立医歯系大学の教育費総額

生命保険の確認～見直し手順

医業経営が厳しくなっているいま、「付き合いだけ」の生命保険加入は無駄が多すぎます。次のような手順で、加入しているすべての生命保険を確認してみましょう。



まずは「現状の把握」から始めましょう！

1 初めに保険証券の内容を一覧表にしてみましょう

手順1

現状の把握には時間がかかります。そのため、作業には休日などを利用し、保険証券とノート（パソコンソフトのエクセルがベター）を用意します。

現状把握には、保険証券上の細かい内容をすべて書き出す必要はありません。以下の主だった項目だけを抜き出します。

なお、分かりにくいところがある場合には、事前に信頼のおける保険会社のFPを呼び、アドバイスを受けるようにしましょう。

- ①保険会社名
- ②被保険者名（加入者名。本人だけでなく家族分も一緒に）
- ③加入年齢（保険契約をした時の年齢です）
- ④保険種類（商品名ではなく各社共通の保険種類名を記入します。なお、分からないときは保険会社の担当者に聞きましょう）

移行しないと認定が取り消されます。

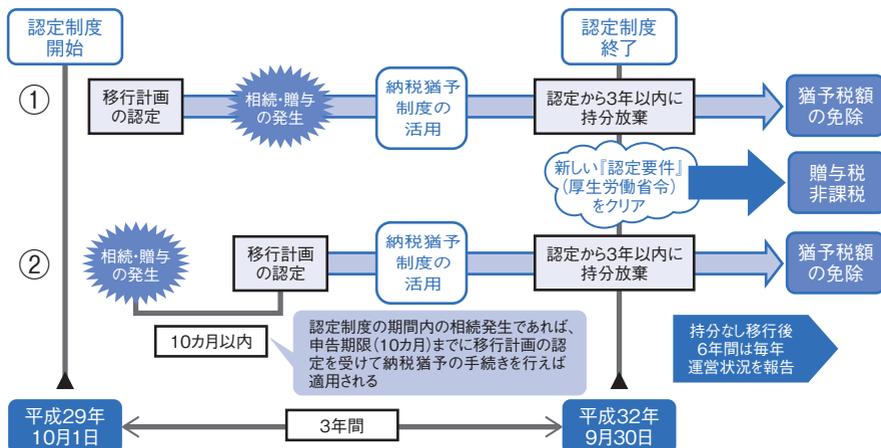
③税制優遇措置（納税猶予制度）

移行計画の認定を受けた医療法人の社員（出資者）が移行期間中に死亡し、相続人がその医療法人の持分を相続した場合は、移行計画の認定を受けた日から3年間は「相続税の納税が猶予」され、その期間内に持分を放棄した場合は、猶予された税額が免除されます（下図の①の場合）。なお上記の認定制度の期間中であれば、出資者が死亡した後で認定を受けた場合でも（ただし相続税の申告期限までに認定を受けた場合）、相続税の納税猶予の適用ができます（下図の②の場合）。

また、出資者が持分を放棄したことにより、他の出資者の持分が増加することで贈与を受けたものとみなされ、他の出資者に贈与税が課税される場合も同様に、移行計画の認定を受けた日から3年間は贈与税の納税が「猶予」され、その期間内に他の出資者も持分を放棄した場合は、猶予された税額が免除されます。

これがいわゆる「医療法人の納税猶予制度」です。この制度は一般事業法人の納税猶予制度とは全く異なります。医療法人の納税猶予制度は持分のない医療法人へ移行することを前提に認定を受け、その認定期間中に相続または贈与が発生した場合（認定制度の期間中であれば、相続の発生後に認定を受けることも可能）のみ、納税猶予が適用できます

■医療法人の認定制度と納税猶予



3 定期保険の経理処理

〈契約形態①〉

〔法人税基本通達9-3-5(1)〕

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	経理処理
法人	役員・従業員	法人	損金算入

保険期間の短い定期保険は、一般的に「掛け捨て保険」ともいわれています。貯蓄性がない代わりに、医療法人の支払った保険料は期間の経過に応じて損金算入が認められています。

〈契約形態②〉

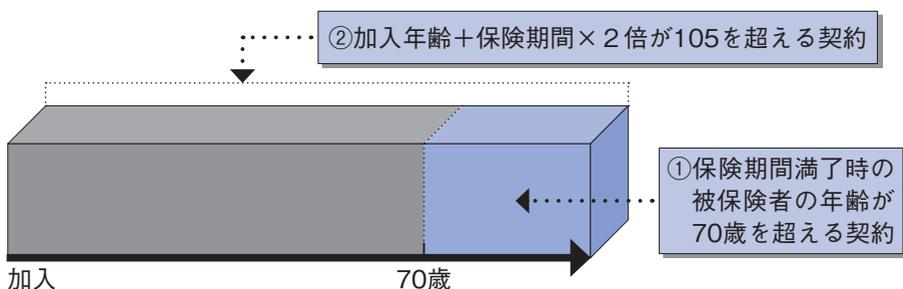
〔法人税基本通達9-3-5(2)〕

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	経理処理
法人	役員・従業員	役員・従業員の遺族	損金算入 [*]

※役員または特定の従業員のみを被保険者としている場合は給与となります〔所得税基本通達36-31の2〕。従って、役員のみ加入は上記〈契約形態①〉の死亡保険金受取人を医療法人とした形で契約するのが一般的です。

4 長期平準定期保険の経理処理

長期平準定期保険というのは、一般の定期保険に比べてはるかに保険期間が長くなっている定期保険をいいます。具体的には次の2つの条件を両方も満たした定期保険を長期平準定期保険と呼びます。



分割対策

「誰に」「何を」「いくら残したいのか？」唯一、被相続人自身の想いをそこに遺すことができます。そのために遺言をしたためます。

被相続人の「遺したい財産」と、相続人の「分けてほしい財産」には大きな隔たりがあります。

また、相続財産の大部分を占める土地（不動産）や自社株などは、基本的に分割し難いものです。それを遺す場合には、必然的に相続人間での不公平も生まれてきます。

遺産の分割で相続人同士もめてほしくない！

この財産だけは、特定の相続人に渡したい！
しかし、他の相続人に渡す財産が少なくなる！



こうしたとき…
生命保険を使って、円満な遺産分割対策ができます。

遺産分割対策で生命保険を活用するメリットは、「今ある財産をどう分ける？」ということではなく、「生命保険金」という財産を外から持ってくることによって、円満な遺産分割を進めていく方法です。

その意味で生命保険金を使った遺産分割対策は、遺産分割で悩んでいる人すべてに対応していただくことができます。

